

第三十三回国会 参議院社会労働委員会会議録第十四号

(一一一)

昭和三十四年十二月二十四日(木曜日)
午前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
阿具根 登君

委員

鹿島 俊雄君
山本 杉君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君
竹中 恒夫君

政府委員

通商産業省 小岩井康朗君
山保安局長

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○継続審査要求の件

○労働情勢に関する調査の件
(最近発生した炭鉱爆発事件に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから開会いたします。

理事補欠互選の件についてお諮りいたします。委員外転出のため欠員となりました前理事阿具根登君の補欠互選を行ないます。その方法は、便宜上成

規の手続を省略して、委員長の指名とすることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に阿具根登君を指名いたします。

○委員長(加藤武徳君) この際、お諮りいたします。結核医療法案(第三十一回国会参第九号)、身体障害者雇用法案(第三十一回国会参第一二号)、保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案(第三十一回国会参第一三三号)、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四四号)、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆第二三三号)、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(衆第二四四号)、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆第二五五号)、船員保険法の一部を改正する法律案(衆第二六六号)以上各法案は、今会期中に審査を完了することは困難でありますので、本院規則第五十三条によりまして、継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めましてさよう決定いたしました。なお、要求書の作成等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、労働情勢に関する調査の一環として、一般労働行政に関する件を議題といたします。ただいま政府からは、通商産業省小岩井康朗山保安局長、労働省労働基準局山口安全課長が出席をいたしております。

主としてきょうは、最近発生した炭鉱爆発事件について御質疑を願いたいと、かように思うわけであります。御質疑の御希望の方は御発言をお願いいたします。

○阿具根登君 去る二十一日に起こりました福岡県の三井山野鉱、三菱新入鉱の爆発の件についてお尋ねいたしました。私が、私どもが現地で調査した範囲内によりまして、山野におきましては、いわゆる特免区域、全然ガスがない、しかもその周辺には火薬庫も存在しておる、そういう状態の中で爆発が起きて、七名の人が死亡し、二十数名の人が重軽傷で入院いたしました。そういういたしますと、どういふところにその欠陥があったのか、原因がわかっておればどういふ原因であったのか、これをお知らせ願いたいと思つて、それから新入につきましては、御承知のように、四名の死亡者を出して、しかも十八名の行方不明者が現在まだ切羽に残つておる、そういう、きょうの新

聞では十回目の爆発を起こして、収拾がつかないので、十八名を残したまま注水をする、いわゆる水で坑内を密閉して火を消してしまふ、こういう最悪の状態が起つておる、こういうことが報じられておるわけでございまして。こういうことにつきまして、保安局としてはどういふ態度をとっておられるのか。たとえば、十八名のおそらく生存は不可能と思つて、その人たちの遺体の収拾ができなかつたのか、それとも他に火が回るのを懸念されてこのたびの水没処置をとられようとするのか。しかも新入においては、通常〇・五割のガスが出ておつたために相当の設備もしてあつたはずでございまして、それがこういう大きな被害を起すようになったといふことは、山野、新入両方とも考え合つて見まして、いわゆる政府が最近鳴り物入りで炭価の値下げ、重油との競争を非常に叫び、それに追従するように坑内の人員減を極端にやつておる、そういうところからこういう手落ちが出てきたのではないかと。いわゆるコスト減になるために、通常保安要員あるいはガス検定書といふものは、業者から見れば遊んでおるようなふうに見えるのじゃないだろうか。で、ガスが爆発さへしなければ、そういう人はおつてもおらなくても同じことである。そういう点から非常に手を抜いておるのではないかと、それがこういう大きな惨事を起したとすれば、これはゆゆしき問題でございまして、両炭鉱における原因と、

とられておる処置について非常な疑義がございまして、小岩井局長から詳細御説明を願いたいと思つて。

○政府委員(小岩井康朗君) 最初の、山野炭鉱のガス爆発の原因でございまして、これはただいまのお話のようすが、これはただいまのお話のようすが、今月二十一日の七時三十分、朝であります。山野炭鉱では、七時半ですから一番方のこれから入坑して現場に着きかかつておるといふような状態のときであります。坑口からは割合に近くで、縦坑で約五百メートル下がりまして、さらに水平坑道で五百メートル行つて斜坑に移りかかるといふような個所で爆発が起つておるわけであります。まだ現場にそれぞれ配番されてついておりません関係で、これから斜坑に前番の方々が入りかかるといふときに事故を起してございまして、ちよつとその実際に原因と思われるはつきりしたものはなかなかわからないのでありますけれども、一応現地調査の結果、私の方に報告がきておりますのは、まあ自然発火ではないかといふことが言われております。で、爆発後すぐ山の関係者が入坑いたしました。私の方の現地の監督官、中央から参りました監督官が入坑いたしました。状況をみました結果では、この斜坑の上部の方の下部に旧坑がございまして、その旧坑と斜坑との一部が貫通いたしておるのであります。で、初めは、おそらく斜坑に崩落があつて、斜坑から旧採掘跡に貫通してしまつて、そして旧坑からガスが出てきて、旧坑

内の自然発火による引火ではないかと
いうふうに見えておったのでありま
すけれども、その後いろいろ実情がわ
かって参りました結果では、やはり斜
坑の下に相当広範囲の旧坑がござい
まして、旧坑と連絡しておる箇所が何カ
所ありまして、もちろん、手は打っ
てあったのでありますけれども、まあ
それらの旧坑との関連で、自然発火に
よつて崩落したのではないかと、いふ
うに見えておるわけでございます。が、
しかし、その後、自然発火という判定
から、二次爆発、三次爆発という非常
に危険がございまして、とりあえず
緊急対策を立てまして、斜坑の崩落し
ております箇所を岩粉、ドライアイ
ス、水、こういうものをさっそく注入
いたしまして、まず第一段階としては
直接の消火をいたしたわけでありま
す。しかし、なかなかその後の状況が
一進一退であり好転いたしてござい
ませんので、もちろん直接の消火と並行
いたしまして四カ所の密閉作業の準備
をいたしたわけでありまして、私ども
も、その方向でよろしいということ
で、直接消火と密閉と両方並行して進
ましたわけでありまして、しかし、現在
におきましては、なお直接消火も密閉
も両方やっておりますが、直接消火は
かなり困難である。従つて、現在続け
てはおりますけれども、もう方向とし
ましては、密閉に切りかえてございま
す。そして今晩までにその密閉が完了
いたすことにしております。従いまし
て、現地につきまして十分に実情の調
査ができない、非常に残念であります
けれども、密閉せざるを得ないという
状況になりまして、現地の詳しい調査

ができませんので、まあ関係者の聞き
取りを中心原因の究明をいたしたい
という方向で進んでおります。
それから、新入炭鉱の方であります
が、新入炭鉱も同じ日に、これはもう
夜おそくでありますけれども、二十一
日の二十三時五十分、これは全く山野
と逆で、三番方で、翌日はストで休む
という予定の最後の番のときでござい
ます。それで、これは斜坑で開坑いた
してありますので、斜坑で下がりまし
てわずから水平坑道に移り、それから第
二段目の斜坑に入りまして六坑の深の
一御左十片という払いで、これはもち
ろん作業中であつたわけでありまして、
作業中でありましたが、ちょっと休憩
をしようというので休んでおつたよう
ですが、肩の方では支柱の作業を
やつておつたようでありまして、そのと
きに第一回の爆発がございまして、一
部の者が負傷いたしまして、まあ一
部、下の坑道から逃げた者もありま
すが、片の方の坑道に七名ばかり閉じ込
められた関係で、行方不明という報告
になっておるのでございまして、そこ
で、坑務課長以下この行方不明の七名
を何とか確認しなさいかね、救出し
なさいかねという関係から二時前後
に――入りましたのは一時四十分ごろ
であります、坑務課長以下十六名が
救出に、救出と申しますか、この行方
不明者の確認のために下がりましてた
けであります、ちょうどその十片の
払に近づいたときに第二回目の爆発が
ありまして、それでほとんど全部罹災
したわけでありまして、しかし、一部
の者は負傷で、一名出たのがございま
すけれども、このうちの大半が途中の崩
落のためにまたその条件がわからなく

なつてしまつた。それが今罹災者の数
を非常に大きくしているわけでありま
すが、この新入の方の罹災者の数字は
非常に大きくなつておりました、現在
死亡が四名、重傷が八名、軽傷が十二
名、不明者が十八名、この十八名の不
明者が出ておるのであります、もち
ろんこれはもうガスも充満いたしてお
ります、私もどなたかいたしてても全
然見込みはないというふうにお考えお
りますので、死亡者は二十二名といふ
非常に大量の死亡者を出してしまつた
わけでありまして、その後何回も爆発が
ございまして、五時、六時、九時とも
うほとんど続いて爆発が起つてしま
して、大体一時間から三時間ぐらゐの間
隔をもつて次の爆発が起つて、現
在十回に及んでおるわけでありまして、
従いまして、救護隊を四班坑内の事務
所に待機させておりましたけれども、ど
うしてもその爆発と爆発の間隔の非常
に不規則なために、普通でありますと
爆発の間隔を想定しまして救助作
業をいたすのでありますけれども、一
時間とときもあるし、長いのは三時間とい
うようなときもありまして、どのくらい
の時間であるかという見通しがなか
なかつたまま関係で、四班の救護隊
を坑内に入れながらほとんど救護作業
が危険なためにできないという状態を
続けておつたわけでありまして、現在、
ガス量その他を観測してみますと、九
分の排気ではもうメタンガスも一〇％
をこえておりますし、一酸化炭素もか
なり濃厚なガスになつておりまし
て、とうてい普通ではなかなかに救助作
業はできないという断定になりまし
て、会社、現地の保安局から参りまし

た監督官、現地の組合関係、家族、そ
れらと十分協議をいたしまして、水没
やむを得なかつたということで、現在
では水没をいたす方針に決定いたして
おります。今晩の八時ごろから準備が
完了しまして注水にかかることになつ
ておりますが、おそろくこの注水も、
私達がございまして、注水には数日
を要するのではないかと、従いまして、
この注水によつて消火が完全にできま
したという認定がつかまして、これを
また排水にかかつて死体の収容といふ
段階までには、とても年内にはできな
いのではないかと、一番上におると予想
されております九片の七名の収容もお
そろく年を越すのではないかと、そうい
うような想定をいたしております。こ
れはもう全然監督官も現場に入つてお
りません。入れないままに水没をせざる
を得ないという状態になりました、
原因その他につきましては、まことに
残念でありますけれども、これも山野
と同様、関係者の聞き取りに重点を置
きまして原因の究明に当たりたい、か
ような方針で進んでおります。
○阿具根登君 山野の問題で自然発火
じゃないかということが言われており
ますが、ただいま説明されたように、
縦坑五百メートル下がって、それから
五百メートルの水平坑道区域でこれが
起つておるわけでありまして、そう
いたしますと、ここには相当の風圧が
あるはずで、おそろく排気になつて
おると思うのですが、相当風が強く流
れておる。だから自然発火等が旧坑で
あつたとするならば、これは当然その
前には予知されるものである、こうい
うふう感じるわけですが、そういう
徴候は全然なかつたのですか。

○政府委員(小岩井康明君) 山野炭鉱
に対しましては、私の方で坑務地の格
づけというものを作つておりました、
各炭鉱の坑務地別にいろいろの種類の
危険性の順位に従つて格をつけてござ
います。その格の中では山野は、ガス
の関係では二種と云つて二番目に危険
であるというふうな概念の中に入れて
おるわけですが、それから自然発火の点
につきまして、山野はやはり二種と
いう形で入れておるわけでありまして、
そこで監督官も、非常にガス自然発火
の点でかなり危険性が予想されてお
りますので、監督官もかなり嚴重にいた
してございまして、五月、八月、十月と
最近監督をいたしております。それで
まあ山野につきましては、ごく一番新
しい十月の十四日に監督をいたしてお
るわけでありまして、そのときの監督
の状況はかなり保安が優良でありまし
て、別に特に指示するという点はない
という監督官からの報告を受けておる
わけでありまして、それで自然発火の点
につきまして、もちろん自然発火を
起こす場合には温度も上がつて参りま
すし、臭気も伴つて参りますし、いろ
いろな発見できる点が出てくるわけで
あります、大体普通ならわからない
はずはないわけでありまして、ことに斜
坑に入ります坑道を通つておるのであ
りますから、特免の区域でありますれ
ば人がしつちゅう通つております
し、特に普通の坑道でないわけであり
ますから、自然発火の傾向がありさ
すればいつでもわかるはずであります
が、そういう点は災害前にはほとん
ど感じられていなかったというふう
に言われているわけでありまして、私ども
の現在までの判定では、たまたま斜坑

の下に前の旧坑がございました関係で、旧坑の処理がどういふふうにできているか、この辺が十分判明いたしませんけれども、旧坑内の爆発によつて、まあ先ほど御説明のように、斜坑と貫通したり、あるいは従来の坑道に旧坑から抜けてきた。従つて、煙なども旧坑から災害後出ておりまして、旧坑の中でやったのではないかということとはかなり明瞭にわかるような実情にございまして、全然われわれの視角の外にあった、旧坑からの爆発で、従つて発見が非常にしにくかつたんじゃないか、たかといふような気がいたしておるわけでありまして。

○阿具根登君 そうしますと、密閉してある旧坑の中で自然発火が起つて、それで爆発をしてそれが特免区域の坑道に突出してきたのだと、そうなるので、旧坑は密閉してあったのに自然発火をしておるといふなら、それはどこからか空気が入つておるはずですね。そうすると、空気が入つておるといふことは、それからガスが相当漏れておらねばならない、こういうことになるんじゃないかと思ふのです。もしもこれが全然密閉されておつて、ガスが出ておらぬとするならば、自然発火もあり得ぬだろうと思ひますし、そういう爆発の事故もない。旧坑で密閉しておるならば、人がおるわけじゃない、電気があるわけじゃないし、火種が全然ないのですから、そうすると、どこかやっぱり割れ目ができておつたとか、それから空気が入つておつた。こういうふうな考えられるわけですか。

○政府委員(小岩井康明君) 全く仰せの通りであります、もちろん旧坑と

申しますのが二十四年ごろに採掘をいたしました旧坑でございまして、一応密閉はいたしてございまして。しかし、密閉の位置、その後の密閉の状況というものが、おそらくその後の状況が変わりまして、亀裂ができた、あるいはいろいろな関係で空気が入り、従つて、それが従来の坑道にも出てきたんではないかといふことも当然考えられます。従ひまして、私の方では、さつそく日誌類は全部押収いたしておいて、且下これの検討に最重点を置いて調査をいたしております。おそろく何かの記録が日誌に残されておらないかならないといふふうな考えております。

○阿具根登君 この山野の状況を見てみますと、爆発のあつたところが、ほとんど水平坑道で特免区域になつておりますので、非常にそれに安心感があつたのではないかと。さらに、旧坑で密閉してあるの、これまた非常に手を抜いていたんじゃないか。これが詰めてある切羽であつた場合には、相当ガス等にも神経を使つて仕事をしますが、もうすでに旧坑である、しかも密閉してあるといふところには非常に安心が薄くなつて、水が出たりガスが出たりする例はほとんど旧坑が原因になつておるやうです。いつもそれが原因になつておるといふやうなことが多いやうですが、やはりそういうところに對しては、監督官などが行かれた場合には、ほとんど切羽を見て、そういう旧坑の密閉跡とか何となくいうのはあまり検査されぬのじゃないですか。

○政府委員(小岩井康明君) 自然発火の点につきましては、三年ばかり前に非常に続きまして、私の方でも、これ

は根本的な対策をとらざるを得ないといふことで、中央の専門家に集まつていただきまして委員会を組織しまして、自然発火に対する対応措置として、一番完全なものに近いといふものをもうすでに作り上げてまして、各監督部にも出し、各山にもずつとお返ししてあるわけにございまして。これには、自然発火はどうしても早期に発見して手を打つといふこと以外にはいい方法がないわけでありまして、まず、とりあえず自然発火を起さなければならぬものを早期に発見してそうして手を打つといふことが一番肝心であります。

で、特にもう自然発火のおそれのあるやうな、特に今問題になつておるといふやうな箇所につきましては、必ず各山で當てて巡回をしておるわけでありまして。しかし、なかなかこの発見がうまくいきませんで、ちよつと時間たりたりいたしますと、間々こういうことになつた場合がありまして、特に山野は、自然発火につきましては最も代表的な自然発火の山であります。もうストライキが起ります場合は、いつでも北海道の赤平、九州では山野、端島、高島、こういうところが私どもの方で一番注意の對象にいたしておるところであります。従つて、山野炭鉱におきましては、私どもの方の格づけでも、二種ではありまするが、いの一にあげておるわけでありまして、特に自然発火対策といふ点につきましては、監督官も入念に見ておるつもりでございます。しかし、今回の場合は、私も、災害が起りましたとさつそく國面を調べ、会社からも話を聞きまし

たけれども、なかなか旧坑との連絡が各所にあつて、どの程度の密閉がしてあつたかといふ点については中央では十分にわかつておりませんでした。しかし、現地でも、もちろん密閉してあるといふ点についてはもうはっきりわかつておりますけれども、監督官が監督に行きますときに、その辺について十分入念に見ているかどうかという点については、やはりそれ以外の問題が非常に多い関係で幾らか手ぬかりがあるのではないかとこの際にも考えております。

○阿具根登君 ことは非常にガスの災害が大きいのがなかつたので、非常にまあ安心しておつたのですが、まあこういう大きな事故が相次いで起つた。ところが、毎年どこかでこういう大きな事故が起つて数十人の人がガスで死んでおる。だから私はどうも非常に重災害が炭鉱に少なかつたといふことで、いつも大体二百六、七十名だと思ふのです。今までの犠牲者は非常に少なくなくて喜んでおつたやさきにこういう問題が起きてくる。これは非常にどこかにやはり気のゆるみがあるんじゃないか、まあこういうふうに思ふので、新入の場合まあ十一時五十分には爆発があつた。そうして七名の人が行方不明になつた。そうして時を移さずまあ招集されて坑務課長以下下がつておる方々は、大体救護隊の面々ですね、こういうものに対しては非常なベテランばかりが下がつておるわけですから、そうしてそのときの話を聞いてみますと、竹で編んだまあらといひますか、そういうのでさくをこしらえておる。そのさくにすでに火がついて燃えておつた。それをこの救護隊の方

方が、今会社では何といひますか、探検隊、こういうやうなことをいっておるやうですが、これを水で消しておつた、こういうやうなことも聞いておるのですが、そういう事実があつたとするれば、實際爆発の直後に水をかけて消すのが常識であるかどうか、こういう問題をちよつとお聞きしておきたいのですが。

○政府委員(小岩井康明君) 自然発火その他の原因で坑内に火災が起つた場合には、もちろん第一段階といひましては直接消火といふ方法をたししましては直接消火といふ方法をたしして考えております。これがどうしてもできないときといふ場合には、自然発火の場合ですと、直接消火ができなければ小範圍の密閉をやる。これもごく簡単な仮密閉で、それでもなおかつ困難であるならば範圍を広げて本密閉に移っていく、それでもなおかつなかなか十分にいかないといふような場合には、この新入のやうに最後に水をつぎまして水びたしにしてしまふといふやうな段階に考えておるわけでありまして。

○阿具根登君 そうすると、新入の場合は密閉といふことは考えられなかつたのですか、密閉ですね。

○政府委員(小岩井康明君) もちろん新入の場合、密閉といふ段階を考えたわけでありまして、密閉をいたしますといふには、あまりにその爆発が何回も起つておりました、もう先ほどのお話のように、現在までに十回も爆発をやつてしまつておる。そうしますと、密閉をするにも相當な危険が伴うわけでありまして。これは何人か入れて坑道にふたをするわけでありまして、

この密閉作業というものも相当な危険作業になるわけでありまして。おそろく私どもの想像ではまあ密閉作業も困難であるという点から最後の注水に断を下したのではないかとこのように考えておるわけでありまして。

○阿具根登君 この密閉の場合は、会社としては密閉を相当私に考えると思ふのです。しかし、遺族から考える場合は、あるいは従業員から考える場合は、密閉した場合はほとんど遺族は上がりませんから、だからやはり注水というのを考えるだろう、私はまあその思うわけなんです。だから注水についてまあ反対をしておるといふわけではないのです。私はやはり密閉ということを考える場合には、まあ遺族は永久に上がらない、こういう考え方で密閉しなければ、おそろく密閉というものは考えられない、それはそういうふうには感じるわけです。しかし、ここは通常〇・五％ぐらいのガスがあったところなんです。そして爆発をまあ調べてみますと、最初が二時間、それから一時間半、さらに一時間半ほどというような間を置いて爆発をしておるのです。これは炭塵じゃないですか、炭塵の爆発じゃないですか、それともやはりこれはガスと見ておられるのですか、どちらですか。

○政府委員(小岩井康明君) 私どもはもう炭塵ではない、自然発火によるガス爆発で何回もやっておるというように考えております。

○阿具根登君 そうすると、ガスは炭壁から相当出ておって、そして一べん爆発すると、そのあとまあ二時間なり一時間半なりの間にまた爆発の許容範囲のガスがたまるとそれがまた爆発す

る、これを繰り返しておるわけですか。○政府委員(小岩井康明君) もちろんそういうことであります。一度爆発をいたしますとガスはほとんど焼いてしましますが、またあと、新入の場合には扇風機で主扇をとめておりますから、またわずかの自然通風で、極端な場合は、ガスはないというわけではありませんが、主扇を動かしておりました当初から見ますとずっとゆるやかなものであります。わずかな風で動いておるといふことでございますので、炭壁から出ております適当なガスの爆発濃度になりますれば、中に火が

ありますから何回でもやります。やればまたガスを焼いてしまふ。ガスがたまればまた火があるから爆発するといふことで、自然発火のごく代表的な形をとっているわけでありまして、私どもは自然発火による爆発であるといふふうに考えております。

○阿具根登君 私もちょうど九州におりましたので、両方の炭鉱を見て回ったのですが、今局長が言われるように、できれば新入に私も入りたいたと思つたのですけれども、全然入るような状態でなかったわけです。だからおそろくその原因についてもこれは不明だと思つたのですが、今までのガス爆発を見てみても、ガスが爆発した場合に、その現場におる人がほとんど死んでおられますので、原因というのがほとんどつかめないのがこれが実情じやなかろうかと、こう思つたわけです。

それで今後の対策になります、こういう爆発が起つて、注意されておる炭鉱に対しては、何か局長として指示、指令を出されておるかどうか。再度

度こういうことが起こらないように各山に對しあるいはあなたの所管の保安部に對して何か適切な処置をとっておられるかお尋ねいたします。

○政府委員(小岩井康明君) ガスに対する監督と申しますか、対策と申しますか、一番大切な問題でありますので、私どもの監督方針というものは毎年立てておりますけれども、ガス爆発に対する防止対策というものは毎年抜くことができて、一番最初に出しておるわけでありまして。私どもの方も限られた予算で効率的な監督をしなければならぬという点から、ここにありま

す、二六鉱左十一層——です、今度の災害の起こりました下の坑道でございまして。二六鉱左十一層風道昇りにおいては、坑道及び掘採作業場付近に二％をこえる可燃性ガスが認められるので、二％をこえる箇所には、柵囲その他の方法により通口を遮断し、というところ、これはほんの一つであります。監督官が指示をいたしてあります。かくのごとく、どの山ではどういふ点が危ないかという点は十分に監督官も頭に入れて参りますので、特に新入とか山野の場合は、ガス、特に山野におきましては自然発火という点がこの格づけに載せてございまして、監督官もその点につきましては、ほかの事項よりも重点的に監督をするという方法をとおるものと確信をいたします。

○阿具根登君 そうすると、新入の場合は、扇風機はどういう扇風機が使われておったのですか。相当風があるとこのことは聞いておりましたが、これがどだけだけガスのあるところであろうという風機を使っておられたか。いわゆるどこかにガスがたまるといふような車風になつておった傾向はないのか。二回、三回目は、これは不可抗力ですから、一回目の爆発は何かそこに原因がなければだめ。こう思つたわけですがね。

○政府委員(小岩井康明君) 新入の通風量の点でありますけれども、これはもちろんガス・マインでありますから、払いの通風としては先ほど先生がおっしゃつておりましたように、肩でも普通ならコンマ五前後でありまして、危険性のガスがたまるといふ風を送り方はしていません。十分に薄める

肩においてもその程度に薄めて通風をとつておつたというところは、私はつきりわかつておるわけであります。変災が起りましたしてすぐ先ほどのお話のように、坑内で火災を起しておる、燃えておるといふ連絡も私も受けておりますし、もちろんそういう報告も山では受けたと見えて、従つて、危ない坑内火災になるという懸念から直ちに扇風機をとめておるわけでありまして。従つて、もう所定の通風がとれなくなつておるわけでありまして。従つて、主扇をとめますと、あとはもう広い坑口の落差による自然通風以外にないのであります。たまたま、新入はかなり自然通風でも八百ぐらいの風は通つておるといふふうに聞いておりますので、扇風機をとめまして、わずかな風は通つておつたんじゃないかといふふうには考えております。従つて、風の通りが少なくなつた関係で、次々にガスがたまつて、適当な濃度になつたときに火源がありますから、絶えず何回も爆発をやつたといふように考えております。

○阿具根登君 まあすでに原因を探究する前に水没するような最悪の事態になつておるので、これ以上質問も続けませんが、当初申し上げましたように、非常に石炭が不況である。岩戸景気だと言つておるその中で、日没産業だといふことで、労使が非常な鋭い対立をしておる。その対立の原因は人員減でございまして。人間を減らしさえすれば炭価が下がるのだ、こういうような感覚で業者がやつておられるように私は思ふのです。そういういたしますと、人を減らす場合に一番先に考えるのはこういうことです。直接石炭を掘つておる

てくるのではないだろうか。かように考えるわけです。炭鉱で一番心配なのは、不況になれば必ず災害がつきまと

心を向けるという方向をとっており、ます。危険な炭鉱につきましては毎月監督官を派遣いたします。それから程度

らに「そういろいろの手を打ちまゝで、災害の減少をはかって参りたい」というふうに考えております。特に今予

い、旧坑の図面というものがはつきりしていないので、出水を来たすという事故がある。非常にたくさん被害が

○政府委員（小岩井康源君） 旧坑に
きましては非常に不完備でありま
て、なかなか実情がつかめてないの

ほとんどでございます。これは特に戦災で焼いてしまった関係もありまして、従来はかなり整備しておいたのでありますけれども、ほとんど焼いてしまった関係で、会社側から再提出をしております。従って、原因がございませんで、このチェックができていない。出されたままの図面で判定をいたさるを得ないというような事情もございまして、私もこれから仕事をします。ほとんどまあ十分に把握ができていないという実情にあるわけであります。これではいかぬというので、石炭局の方でも予算を、わずかではあります、取りまして、今旧坑図の整備に当たっております。しかし、まあ私もいろいろな方法で旧坑の正確な図面を作りつつありますけれども、なかなか完全なものはないという望めない。まあ従来よりもちろんベターではありますけれども、これで十分というところまでにもっていくことは、もうまず困難ではないかというふうな気がいたしておるわけであります。

それからスイッチの点でありますけれども、もちろんガス・マインにつきましては、防爆の油入りのいわゆるスイッチを使っております。スイッチを入れましても火花が出ないものを使っております。ガスが非常に少ないという山につきましては、特にそれだけ金のかかる高いものを使わせる必要がないという関係で、これは監督部長に十分認定させまして、ガスのない山では裸スイッチを使っております。これは普通ならば事故を起こすことがないのでありますけれども、ガスの検定を

やってスイッチを入れさえすれば、停電の場合でもちっとも問題が出ないのでありますけれども、ガスをはからずにスイッチを入れてしまうわけでありまして、そのときにたまたまガスがあれば爆発を起してしまうというような場合がたまにあらわれるわけでありまして、スイッチを決してでたからめに入るとのことではないのであります。まして、ガス・マインにつきましては、火花が出ないようなスイッチを全面的に使用しております。それから停電のときでもスイッチが自然に切れてしまうというふうな、自動切斷できるようなものも使用しております。決してむちゃくちゃな放任をしておるわけではございません。

○藤田藤太郎君 私、スイッチの問題を一つとりまして、この前の標準以下のところに、安全だということとでスイッチ爆発をしたのですから、ただ平常〇・五ですか、五以下云々というふうなことでなしに、平常な場合に、スパークが出ないスイッチを使わせるようにこれは指導してもらいたい、とだけ費用がかかるか知りませんが、スイッチの費用は大した費用ではないので。

それからもう一つ、旧坑の図面のために、この前石炭局長が五千万円の手算を取ってそれでかかりますということ、われわれのこの委員会では一言明したのです。だから今微々たるものだということではなしに、これはやはり爆発事故、それから浸水事故の起きているのはもう旧坑との関係が一番多いのです。だから非常に残念ながら戦争で焼いたから、ないので、微々たるものはやっているのだということでは

なしに、石炭局長もたしか実はこの委員会だったか、私が質問したときに――商工委員会だったか、どちらだったか、ちょっと記憶がないのですが、議事録を調べてもうたわわりますけれども、三十四年度から五年度にかけてさしたり五千万円ぐらいの費用を取ってやる、あの事故が三つ四つ起きたときに、そういう言明を私は聞いて確認をしておるのです。この点は保安局長もよく石炭局長と通産行政の中でこれはもっと――そういうあいまいな状態に、事故が起きてあまいだということでもございたら、犠牲になった者は困るのです。だからこの点は一、二段と努力をしてほしい、これだけ私は特に強く要望をしておきます。

○委員長(加藤武徳君) 速記落として。(速記中止)

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し下さい。

本件に対する本日の調査はこの程度にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これで散会いたします。

午後零時二分散会

十二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、船員保険法の一部を改正する法律案(衆)

律案(衆)

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部改正

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の四条を加える。

(公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長)

第二十条の三 受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練(訓練期間が一年を超えるものを除く)を受ける場合には、当該公共職業訓練を受ける期間に限り、第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数(次条第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を加えた日数)を超えて、その者に失業保険金を支給することができる。

前項の場合には、第十八条第一項中「二年間」とあるのは、「二年間(受給資格者が第二十条の三第一項に規定する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終るべき日以後の一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの間)」と読み替えるものとする。

(給付日数の延長に関する特別措置)

第二十条の四 労働大臣は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動(以下この条において「広域職業紹介活動」という。)をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要があるとき、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあっ旋を受けることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数(以下この章において「所定給付日数」という。)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっ旋を受けることが適当であるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。

第二十条の五 前条第一項の規定

による措置に基き所定給付日数を
を超えて失業保険金の支給を受
けている者が、正当な事由がな
いと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する
職業に就くこと又はその指示し
た公共職業訓練を受けることを
拒んだときは、その拒んだ日以
後失業保険金を支給しない。但
し、その者がその拒んだ日以後
あらたに第十五条第一項の規定
に該当するに至つた場合は、こ
の限りでない。

公共職業安定所は、前項本文
に規定する者について、同項に
規定する正当な事由があるかな
いかを認定しようとするとき
は、労働大臣が中央職業安定審
議会の意見を聞いて定めた基準
によらなければならない。

第二十条の六 第二十条の四第一
項の規定による措置が決定され
た場合において、その決定があ
つた日以後に他の地域から当該
措置に係る地域に移転した者で
あつて、その移転について特別
の事由がないと認められるもの
には、所定給付日数を超えては
失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規
定する者の当該移転について特
別の事由があるかないかを認定
しようとするときは、労働大臣
が中央職業安定審議会の意見を
聞いて定めた基準によらなけれ
ばならない。

第二十一条第一項中「受給資格
者が」を「受給資格者（第二十
条の五第一項本文に規定する者を除

く）が」に改め、同項第四号中
「昭和二十二年法律第四百四十
号」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加
える。

(就職支度金)

第二十六条の二 受給資格者が就
職するに至つた場合において、
必要があると認めるときは、政
府は、就職に要する費用（以下
就職支度金という）を支給する
ことができる。但し、就職する
に至つた日の前日における失業
保険金の支給残日数（所定給付
日数（第二十条の四第一項の規
定による措置が決定された場合
には、その措置に基き失業保険
金を支給することができず日数
を所定給付日数に加えた日数。
以下この条において同じ）から
当該受給資格に基き既に失業保
険金を支給した日数を差し引い
た日数（その日数が、就職する
に至つた日から当該受給資格に
係る受給期間が満了する日まで
の日数を超えるときは、就職す
るに至つた日から当該受給資格
に係る受給期間が満了する日ま
での日数）をいう。以下この条
において同じ）が当該受給資格
に基き所定給付日数の二分の一
未満である受給資格者について
は、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げ
る額とする。

一 就職するに至つた日の前日
における支給残日数が当該受
給資格に基き所定給付日数の
三分の二以上である受給資格

者については、失業保険金の
五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日
における支給残日数が当該受
給資格に基き所定給付日数の
二分の一以上三分の二未満で
ある受給資格者については、
失業保険金の三十日分に相当
する額

就職支度金の支給があつたと
きは、この法律の規定（第二十
三条、第二十三条の二及び第四
十七条第一項の規定を除く）の
適用については、当該就職支
度金の額を失業保険金の日額で除
して得た日数に相当する日数分
の失業保険金の支給があつたも
のとみなす。

就職支度金の支給に關し必要
な事項は、労働大臣が、中央職
業安定審議会の意見を聞いて、
これを定める。

第二十三条及び第二十三条の二
の規定は、就職支度金の支給につ
いて準用する。

第二十八条第一項中「三分の一」
を「四分の一」に改め、同条第二
項中「前項」を「前二項」に改
め、同条第一項の次に次の一項を
加える。

国庫は、毎会計年度におい
て、支給した保険給付総額の四
分の三に相当する額が徴収した
保険料総額を超える場合には、
当該超過額について、前項の規
定による国庫の負担額を加えて
国庫の負担が当該会計年度にお
いて支給した保険給付総額の三
分の一に相当する額に達する額

までを負担する。この場合にお
いて、その計算及び負担は、第
三十八条の五の日雇労働被保険
者以外の被保険者に係る失業保
険事業及び同条の日雇労働被保
険者に係る失業保険事業に区分
して行うものとする。

第二十八条の次に次の一条を加
える。

第二十八条の二 第二十条の四第
一項の規定による措置が決定さ
れた場合には、前条第一項の規
定にかかわらず、国庫は、その措
置に基き保険給付に要する費用
の三分の一を負担する。

前項の場合には、前条第二項
中「支給した保険給付総額」と
あるのは「支給した保険給付総
額から第二十条の四第一項の規
定による措置に基き支給した保
険給付額を控除した額」と、「徴
収した保険料総額」とあるのは
「徴収した保険料総額から第二
十条の四第一項の規定による措
置に基き支給した保険給付額の
三分の二に相当する額を控除し
た額」と読み替へるものとする。
第三十条第一項中「千分の十六」
を「千分の十四」に改め、同条第
二項を削る。

第三十八条の五第一項中「第二
十条の二」を「第二十条の六」に、
「第二十四条」を「第二十四条、
第二十六条の二」に改める。

第三十八条の九第五項中「六日」
を「五日」に、「四日」を「三日」
に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の十一第三項中「第
三十条第四項」を「第三十条第三

項」に改める。

第三十八条の十五第二項中「千
分の十六」を「千分の十四」に改
める。

第三十八条の二十七第四項中
「第二十七条第三項」を「第二十
六条の二第五項及び第二十七条第
三項」に改める。

第四十七条第一項中「及び第二
十七条」を「就職支度金の支給
を受け、又はその返還を受ける権
利及び第二十七条」に改める。
(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条の二を第十九条の三と
し、第十九条の次に次の一条を加
える。

(広域職業紹介)

第十九条の二 労働大臣は、多数の
求職者が居住している地域につ
いて、雇用状況から判断して、
それらの求職者がその地域にお
いては職業に就くことが困難で
あると認める場合には、求職者
が他の地域において職業に就く
ことを促進するための職業紹介
に關する計画を作成し、関係都
道府県知事又は公共職業安定所
長に対し、当該計画に基いて広範
囲の地域にわたり職業紹介活動
をすることを命ずることができる。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算
して一箇月をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行す
る。ただし、失業保険法第二十

条の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。
(失業保険法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律による改正後の失業保険法(以下「新法」という)第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前月以前に属する失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

4 日雇労働被保険者に係るこの法律の施行の日前の日分の保険料について新法第十七条の二の賃金日額を算定する場合における算定方法については、なお従前の例による。

5 新法第二十八条第一項及び第二項及び第二十八条の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに新法第三十条第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

6 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)第三条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をすることを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律によ

る改正後の職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動することを命じたものとみなす。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第二十條の表を次のように改める。

標準報酬	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上 四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第一〇級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、〇〇〇円未満
第九級	三三、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上

第二十八條中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第二十九條第一項中「前條の規定による記録をした後、」を削り、同条第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。
第三十四條第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。
第八十一條第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、当分の間、保険料率は、次のとおりとする。

- 一 第一種被保険者については、千分の三十五
- 二 第二種被保険者については、千分の三十
- 三 第三種被保険者については、千分の四十二
- 四 第四種被保険者については、千分の三十五

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者を除く)のうち、この法律の施行の日の属する月の前月の標準報酬月額が一万八千円である者のこの法律の施行の日の属する月からその年の九月までの標準報酬

については、その者がこの法律の

施行の日に被保険者の資格を取得したもののみならず、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者のこの法律の施行の日の属する月における健康保険法(大正十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十八條の規定は、都道府県知事がこの法律の施行前にこの法律による改正前の同法同條の規定によつて記録した事項についても、適用する。

第四條 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法第三十四條の規定によりその基本年金額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その基本年金額を、この法律による改正後の同法同條の規定により計算した額とする。

2 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)が、二万八千三百二十円に満たないときは、これを二万八千三百二十円とする。
3 この法律の施行の日において現

に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く）が、一万四千百六十円に満たないときは、これを一万四千百六十円とする。

4 前項の規定は、この法律の施行の日以後において、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第一項又は同条第三項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額（加給年金額を除く）をこの法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項又は同条第四項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金のうち、その額（加給年金額を除く）が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをその

基本年金額に相当する額とする。

7 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十一条の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

第五條 前条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六條 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

第七條 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料率については、なお従前の保険料率による。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第八條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「千分の五」を「千分の六」に改める。

理由

厚生年金保険について保険料率の改訂、標準報酬の最高額の引上げ及び給付内容の改善等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。

第二十八條の二を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第二十八條の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五條中「百五十分の一」を「千分の一」に改める。

第五十八條第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項

中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫へ毎会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ四分ノ三ニ相当スル額ガ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ当該会計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ三分ノ一ニ相当スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム第五十九條第五項を次のように改める。

前項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ニ該當セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ノ一ニ該當スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百五十八

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二

第六十條第二項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」を「百六十九分ノ五十二・五」に、「百六十六分ノ百十四・五」を「百六十九分ノ百十六・五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十八分ノ四十七」に、「百五十分ノ百六・五」

を「百五十八分ノ百十一」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、船員保険法第五十八條の改正規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の同法同条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日において現に老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の区別に従い、それぞれその額（加給金の額を除く）を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる老齢年金については、その受給権者が六十歳（厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）以下この条及び次条において「交渉法」という。）附則第七項の規定により同法第十三条中「六十歳」とあるのが読み替えられる者に関しては、同法附則第七項の規定により読み替えられた年齢）に達するまでの間とする。

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額

二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金

厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和

号）による改正後の厚生年

金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による基本年金額（この基本年金額を計算する場合に、同法第三十四条第二項の規定を適用しないものとする。）と厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額から二万四千円を控除した額とを合算した額

三 その額が交渉法第十三条の規定により計算された老齢年金、船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額とを合算した額

二 この法律の施行の日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く）を同法附則第三条及びこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第三条 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む）については、次の各号の區別に従い、それぞれその額（加給金の額を除く）を当該各号に規定する額とする。

一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 前条第一項第一号に規定する額の二分の一に相当する額（この額が一万四千八百八十円に満たないときは、一万四千八百八十円とする。）

二 その額が交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相当する額（この額が一万四千八百八十円に満たないときは、一万四千八百八十円とする。）

三 その額が交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金二万四千円に平均標準報酬月額額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相当する額

第四条 この法律の施行の日において現に障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額（加給金の額を除く）が、二万四千八百八十円に満たないときは、これを二万四千八百八十円とする。

二 この法律の施行の日において現に寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金については、その額（加給金又は増額金の額を除く）が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

三 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額（加給金の額を除く）が、一万二千五百円に満たないときは、これを一万二千五百円とする。

有する者に支給する当該遺族年金については、その額（加給金の額を除く）が、一万二千五百円に満たないときは、これを一万二千五百円とする。

四 前三項の規定は、この法律の施行の日以後において、障害年金、寡婦年金、寡夫年金若しくは遺児年金又は船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

五 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む）については、その額（加給金の額を除く）が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

第五條 前三条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六條 この法律による改正後の船員保険法第五十八条第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基いて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものと

第七條 この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基き、改定されるべきものとする。

第八條 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第九條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
附則第十条を次のように改める。
第十条 削除

昭和三十五年一月七日印刷

昭和三十五年一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局